

○ 約定

- 1 歳入金等の口座振替(払込)での納付に係る文書及び電磁的記録(以下、「納付書等」という。)が関市から取扱金融機関に送付されたときは、口座名義人及び納付義務者に通知することなく、その納付書等に記載された金額を預貯金口座から振り出し(引き落とし)、関市へ納付してください。
- 2 預貯金の振り出し(引き落とし)手続きについては、取扱金融機関の所定の方法で(ゆうちょ銀行の場合は、自動払込み規定を適用して)処理してください。
- 3 一括の依頼(申込)で、第1期の納期限の日に振替(払込)ができないときは、その年度に限り、各期で振替(払込)されても異議ありません。
- 4 口座振替(自動払込)により納付された歳入金については、領収書の発行を省略されることを承諾します。
- 5 納付義務者に係る過誤納金の還付については、振替(払込)の預貯金口座に振り込む(払い込む)ことを承諾します。
- 6 この依頼(申込)の変更又は廃止をするときは、口座名義人及び納付義務者から取扱金融機関に書面により届け出ます。なお、この届出がなく、納付義務者の納付義務が消滅したとき、預貯金口座を解約したときその他関市長が必要と認めたときは、この依頼(申込)の変更又は廃止されても異議ありません。

○ 依頼日(申込日)と 開始時期(廃止時期)の一覧表

申込日締切日は、毎月末日です。末日が休業日の場合は、その前の営業日になります。
※一括での振替希望の場合、申込締切日は第1期の申込締切日と同じになります。(一括の対象科目のみ)

科目		申込日											
		4月末 まで	5月末 まで	6月末 まで	7月末 まで	8月末 まで	9月末 まで	10月末 まで	11月末 まで	12月末 まで	1月末 まで	2月末 まで	3月末 まで
固定資産税・ 都市計画税		2期 (7月末 納期) から			3期 (12月25日納期) から					4期 (2月末 納期) から		翌年度の1期 (4月末 納期)から※	
軽自動車税		全期(5月末 納期) から	翌年度の全期 (5月末 納期) から										
市県民税・森林環境税 (普通徴収)		1期 (6月末 納期) から ※		2期 (8月末 納期) から		3期 (10月末 納期) から		4期 (1月末 納期) から			翌年度の 1期 (6月末 納期) から		
国民健康保険税 (普通徴収)		1期 (6月末 納期) から ※		2期 (7月末 納期)から	3期 (8月末 納期)から	4期 (9月末 納期)から	5期 (10月末 納期)から	6期 (11月末 納期)から	7期 (12月25日 納期)から	8期 (1月末 納期)から	9期 (2月末 納期)から	10期 (3月末 納期)から	翌年度 1期 (6月末 納期)から
後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)		1期 (7月末 納期) から ※			2期 (8月末 納期)から	3期 (9月末 納期)から	4期 (10月末 納期)から	5期 (11月末 納期)から	6期 (12月25日 納期)から	7期 (1月末 納期)から	8期 (2月末 納期)から	9期 (3月末 納期)から	翌年度 1期 (7月末 納期)から
介護保険料 (普通徴収)		随時期 (5月末 納期)から	1期 (6月末 納期)から	2期 (7月末 納期)から	3期 (8月末 納期)から	4期 (9月末 納期)から	5期 (10月末 納期)から	6期 (11月末 納期)から	7期 (12月25日 納期)から	8期 (1月末 納期)から	9期 (2月末 納期)から	10期 (3月末 納期)から	翌年度 随時期 (4月末 納期)から
上下水道 料金	偶数月 検針	5月末 分から	7月末 分から		9月末 分から		11月末 分から		1月末 分から		3月末 分から		翌年度 5月末 分から
	奇数月 検針	6月末 分から		8月末 分から		10月末 分から		12月25日 分から		2月末 分から		翌年度 4月末 分から	
住宅使用料		5月末 分から	6月末 分から	7月末 分から	8月末 分から	9月末 分から	10月末 分から	11月末 分から	12月25日 分から	1月末 分から	2月末 分から	3月末 分から	翌年度 4月末 分から
保育料等		5月末 分から	6月末 分から	7月末 分から	8月末 分から	9月末 分から	10月末 分から	11月末 分から	12月25日 分から	1月末 分から	2月末 分から	3月末 分から	翌年度 4月末 分から
留守家庭児童 教室使用料		5月末 分から	6月末 分から	7月末 分から	8月末 分から	9月末 分から	10月末 分から	11月末 分から	12月25日 分から	1月末 分から	2月末 分から	3月末 分から	翌年度 4月末 分から
学校給食費		1期 (5月末 納期)から	2期 (6月末 納期)から	3期 (7月末 納期)から	4期 (8月末 納期)から	5期 (9月末 納期)から	6期 (10月末 納期)から	7期 (11月末 納期)から	8期 (12月25日 納期)から	9期 (1月末 納期)から	10期 (2月末 納期)から	11期 (3月末 納期)から	翌年度 1期 (5月末 納期)から